

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第三十九号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十条の四」を「第百五十条の五」に、「第十章 就労移行支援」を

#### 第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第百六十一条の二）

第二節 人員に関する基準（第百六十一条の三・第百六十一条の四）

第三節 設備に関する基準（第百六十一条の五）

に改める。

第四節 運営に関する基準（第百六十一条の六―第百六十一条の九）

#### 第十章 就労移行支援

第二条第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改め、同条第十七号中「指定通所支援基準等条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条第一項中「及び第七章」を「第八章、第九章及び第十章」に改める。

第七条中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第八条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第六条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十七条中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十六条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十二条第七項中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第六十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十一条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八

項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十二条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十一条第一項及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八十八条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十六条の四第一号及び第二号中「第百五十条の三」を「第百五十条の四」に改める。

第一百七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百一十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十二条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十四条中「第三十条」の下に「、第三十一条第四項」を加える。

第四百四十四条第一項及び第四項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百五十条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第二百五十条の四を第二百五十条の五とし、第二百五十条の三を第二百五十条の四とし、第五十条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

**第二百五十条の三** 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準等条例第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準等条例第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第二百五十一条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準等条例第三百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十一条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「第百五十一条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第百五十一条の二次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

### 第百五十一条の三

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によ

り自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受け利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

イ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二百五十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

## 第九章の二 就労選択支援

### 第一節 基本方針

**第六十一条の二** 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

**第六十一条の三** 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

**第六十一条の四** 第五十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第六十一条の五** 第八十四条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

#### 第四節 運営に関する基準

(実施主体)

**第六十一条の六** 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

**第六十一条の七** 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

**第六十一条の八** 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、

雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

**第百六十一条の九** 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第六十条、第六十三条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条(第二項第一号を除く。)、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十七条及び第五百八条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第四百四十七条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第四百四十七条第二項」と、第六十条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百六十一条の九」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第百六十一条の九において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百六十一条の九において準用する前条」と、第五百八条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)」と読み替えるものとする。

第百七十一条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

**第百七十一条の二** 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行

う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第百七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。



第百八十五条中「及び第百七十一条」を「、第百七十一条及び第百七十一条の二」に改める。

第百九十条中「第百四十八条」の下に「、第百七十一条の二」を加え、「及び第百八十一条」を「第百八十条第六項及び第百八十一条」に、「第百八十一条第一項」を「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百八十九条第一項の工賃」と、第百八十一条第一項」に改める。

第百九十四条中「第百四十八条」の下に「、第百七十一条の二」を加え、「第百八十一条」を「第百八十条第六項、第百八十一条」に、「第百八十一条第一項」を「、第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十三条第一項の工賃」と、第百八十一条第一項」に改める。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十四条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第百九十四条の十四第一項第二号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が六十以下 一以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 利用者の数が三十以下 一以上
- (2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第九百九十四条の十四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

#### 第九百九十四条の十七 削除

第九百九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九百九十四条の二十中「準用する次条第一項」との下に「、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」とを加え、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第九百九十五条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当

該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八条の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

**第九十八条の七** 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。以下この条及び第二百一条の十において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に

係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第二百条の四に次の二項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百一条中「、第七十七条」を削る。

第二百一条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な」に改める。

第二百一条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項中「規定による」を「協議会等における」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の規定による報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、

助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第二百一条の十一中、「第七十七条」を削る。

第二百一条の十二中「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二十二中、「第七十七条」を削る。

第二百二条第一項中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準等条例第六十四条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百七条第一項及び第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百八条中「他の職務に」の下に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第二百十條第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第二百十一條第一項中「第百五十條の四」を「第百五十條の五」に改める。

附則第三条第一項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第六条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第百五十条の四」を「第百五十条の五」に改める部分を除く。）、第二条第三号及び第三条の改正規定、第九章の次に一章を加える改正規定、第百七十一条の次に一条を加える改正規定、第百八十五条の改正規定、第百九十条の改正規定（「第百四十八条」の下に「、第百七十一条の二」を加える部分に限る。）並びに第百九十四条の改正規定（「第百四十八条」の下に「、第百七十一条の二」を加える部分に限る。）については、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第百九十八条の七（新条例第百二一条の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第百二一条の十の規定の適用については、新条例第百九十八条の七第二項及び第三項並びに第百二一条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第百九十八条の七第四項及び第百二一条の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。